

永平寺町財務規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和3年8月3日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第19号

永平寺町財務規則の一部を改正する規則

永平寺町財務規則(平成18年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第80条の次に次の1条を加える。

(概算払のできる経費)

第80条の2 施行令第162条第6号の規定により概算払ができる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 損害賠償に要する経費

附 則

この規則は、公布の日から施行する。